

輸出管理規制品目

参考1

項		規制品目
1		武器
2	大量破壊兵器等 連の汎用品等	原子力専用品 原子力用途以外にも使用できる汎用品
3		化学兵器の原料となる物質及び製造装置
3の2		生物兵器の原料となる微生物、毒素及び製造装置
4		ミサイル・ロケット及び製造装置
5	通常兵器関連の汎用品等	先端材料
6		材料加工
7		エレクトロニクス
8		コンピュータ
9		通信機器
10		センサー／レーザー
11		航法装置
12		海洋関連装置
13		推進装置
14		軍需品リスト(1項に該当するものを除く)
15	機微な品目	

外国為替及び外国貿易法の一部改正について

(参考2)

我が国の安全保障貿易管理を厳格に実施するべく、技術取引規制の見直し、罰則強化等の措置を講ずる。

背景

- 国際的な安全保障を巡る環境の変化
～北朝鮮によるミサイル発射・核実験、テロとの闘い
- 我が国の汎用品や汎用技術が軍事利用される懸念の増大
～民生技術の高度化、ハイレベルな我が国の技術水準

1. 技術取引規制の見直し

現行規制をめぐる環境変化

- 国際的な人の移動の活発化に伴い、「居住者」-「非居住者」間取引のみの規制に限界
- USBメモリの普及など、情報技術の発達により技術の国外持出しが容易化
⇒ 日本企業の外国人従業員や外国関係者などによる技術流出事案が発生

改正内容

- 安全保障上懸念ある技術の対外取引を全て許可対象に**
- これを確実に実施するため、USBメモリ等の国境を越えた持出しについても許可対象に**

～主要国でも、技術について、貨物と同様に、国外持出しを規制する体系を既に採用しており、制度の国際的な調和にも資するもの

2. 罰則強化等

最近の不正事案

- 我が国を代表する企業による不正輸出事案
- 輸出許可逃れのために、貨物の性能データを改ざんした事案

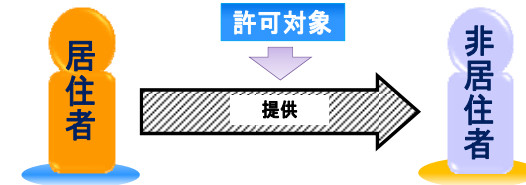
改正内容

- 無許可輸出等について罰則を強化**
また、**不正な手段による許可取得を罰する規定を導入**
- 機微な貨物を輸出する者等に対して、輸出管理体制の整備を求める**

その他

- 国連安保理決議を踏まえ、貨物の売買に基づく仲介貿易取引のみを対象とする規制を、貸借等に基づくものも対象とするよう見直す

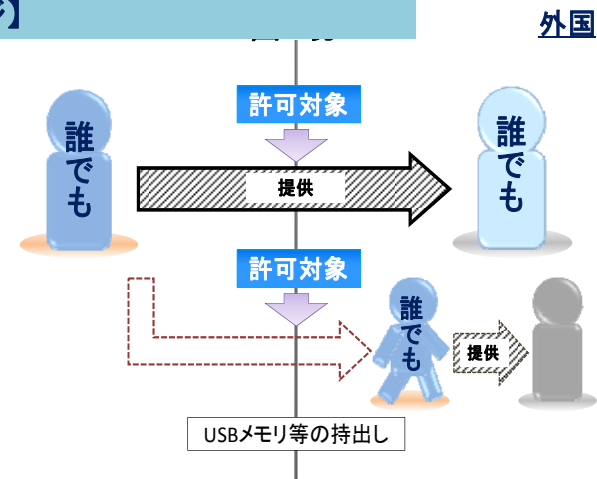
【現行規制のイメージ】



【現行規制が不十分なケース】

- 日本に短期滞在する者が、国内で取得した機微技術を国外に送付する場合
- 機微技術を記録したUSBメモリ等を持ち出し、国外で提供する場合

【新たに導入する制度のイメージ】



公布日 : 平成21年4月30日

施行日 : 公布から1年以内の政令で定める日

居住者及び非居住者の判定 参考3

居住者

日本人の場合

- ①我が国に居住する者
- ②日本の在外公館に勤務する者

外国人の場合

- ①我が国にある事務所に勤務する者
- ②我が国に入国後6月以上経過している者

法人等の場合

- ①我が国にある日本法人等
- ②外国の法人等の我が国にある支店、出張所その他の事務所
- ③日本の在外公館

非居住者

日本人の場合

- ①外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者
- ②2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者
- ③出国後外国に2年以上滞在している者
- ④上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者

外国人の場合

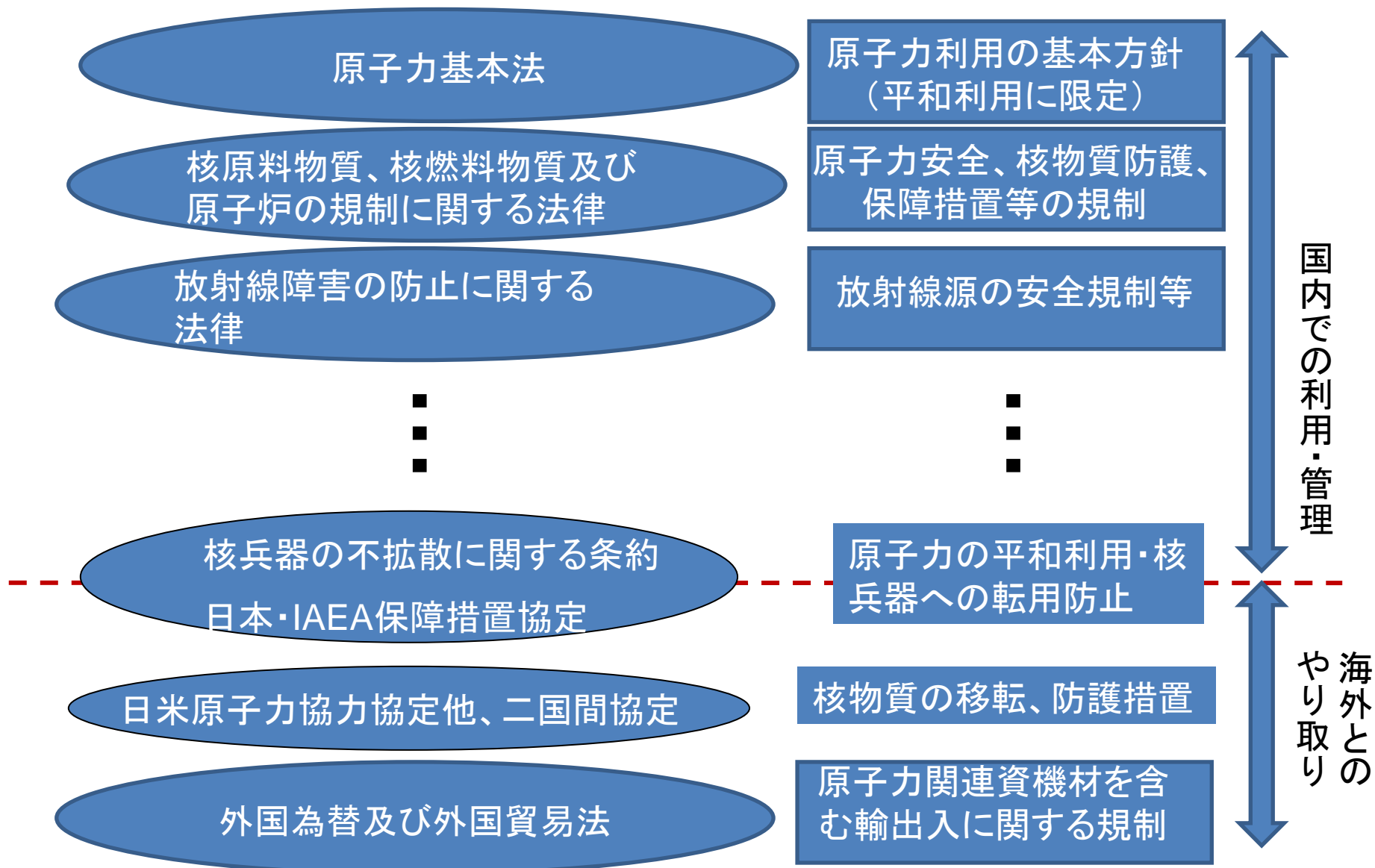
- ①外国に居住する者
- ②外国政府又は国際機関の公務を帯びる者
- ③外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人
(ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。)

法人等の場合

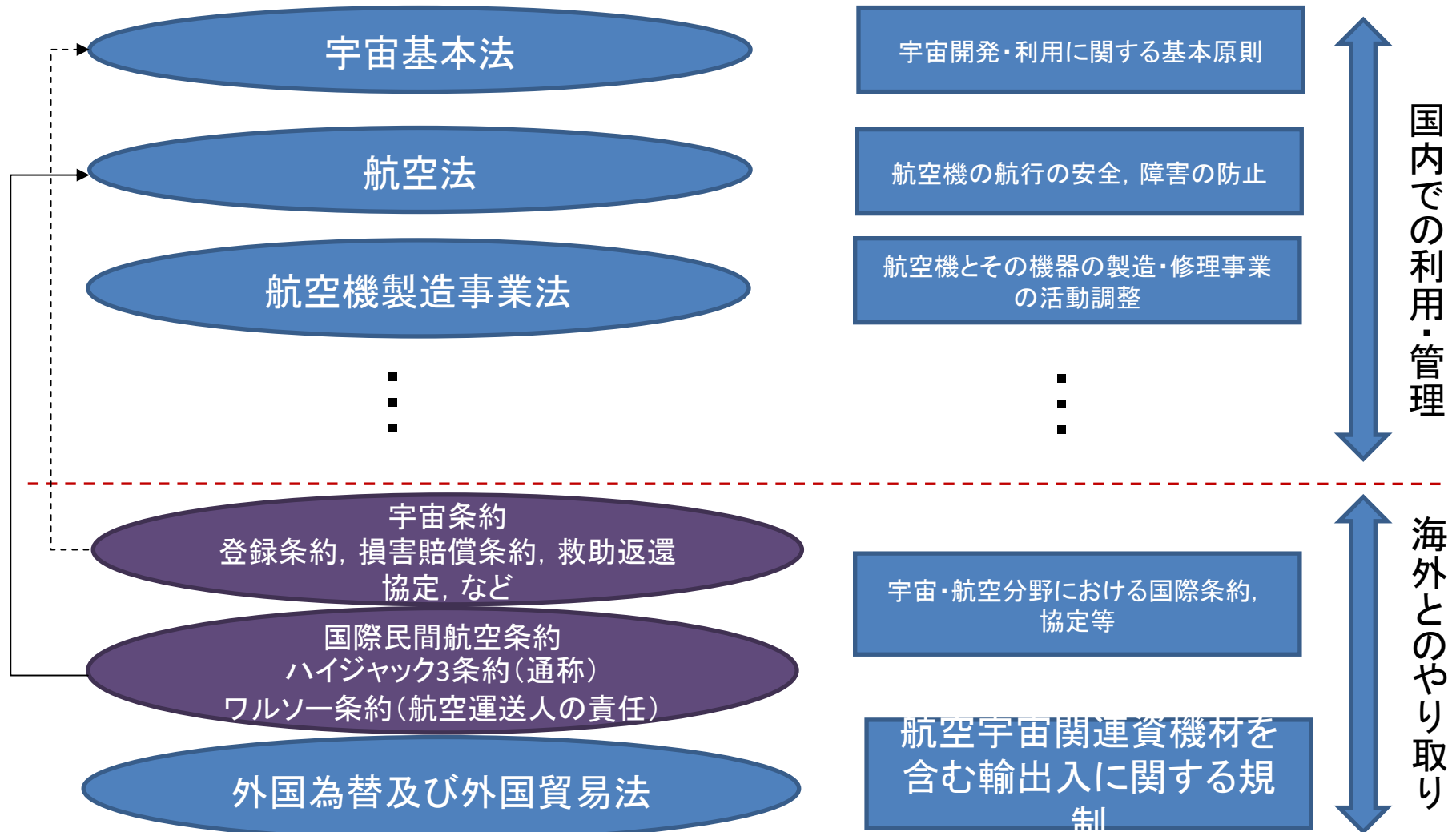
- ①外国にある外国法人等
- ②日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所
- ③我が国にある外国政府の公館及び国際機関

その他、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等

主な関係法令(原子力分野)



主な関係法令(航空宇宙分野)



主な関係法令(化学分野)

健康被害の防止

オゾン層保護法
ダイオキシン類対策法
農薬取締法
大気汚染防止法
水質汚濁防止法
悪臭防止法
土壌汚染対策法
廃棄物処理法

毒劇物取締法
薬事法
食品衛生法
労働安全衛生法
作業環境測定法
じん肺法
有害物質含有家庭用品規正法
麻薬・向精神薬取締法
覚醒剤取締法

化学物質審査規制法
有害廃棄物輸出入
規正法

製造物責任法
家庭用品品質
表示法

化学物質排出
管理促進法

化学兵器
禁止法

消防法
火薬類取締法
高压ガス保安法

環境の保全

外国為替及び外国貿易法

輸出入管理

危険性の防止

大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

参考 7

核・ミサイルへの転用懸念

核兵器への転用懸念

- ・リン酸トリブチル(TBP)
- ・周波数変換器
- ・質量分析計又はイオン源
- ・電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置
- ・大型の真空ポンプ
- ・耐放射線ロボット
- ・放射線測定器
- ・口径75mm以上のアルミニウム管
- ・高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置
- ・大型発電機

- ・炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維
- ・チタン合金
- ・マルエージング綱
- ・しごきスピニング加工機
- ・数値制御工作機械
- ・アイソスタチックプレス
- ・フィラメントワインディング装置
- ・振動試験装置
- ・遠心力釣り合い試験器
- ・耐食性の圧力計・圧力センサー
- ・TIG溶接機、電子ビーム溶接機
- ・人造黒鉛
- ・大型の非破壊検査装置

- ・微粉末を製造できる粉砕器
- ・ジャイロスコープ
- ・ロータリーエンコーダ
- ・大型トラック
(トラクタ、トレーラー、ダンプを含む)
- ・クレーン車
- ・カールフィッシャー方式の水分測定装置
- ・プリプレグ製造装置
- ・噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機(UAV)
- ・UAVに搭載するよう設計された噴霧器

ミサイルへの転用懸念

生物兵器への転用懸念

- ・密閉式の発酵槽
- ・遠心分離器
- ・凍結乾燥機
- ・噴霧器を搭載するよう設計されたUAV
- ・UAVに搭載するよう設計された噴霧器

化学兵器への転用懸念

- ・耐食性の反応器
- ・耐食性のかくはん機
- ・耐食性の熱交換器又は凝縮器
- ・耐食性の蒸留塔又は吸収塔
- ・耐食性の充てん用の機械

1. これらの物の輸出又は技術の提供を行う際には、輸入先等において大量破壊兵器の開発等の懸念用途に転用されないよう、輸出者は特に慎重な審査が必要です。
2. 外国ユーザリスト掲載企業に対し、これらの物の輸出又は技術の提供を行う場合は、リスト上の懸念区分(核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル)と、物・技術の懸念用途が一致するか否かのチェックを行う際に活用ください。

外国ユーザーリスト(2009年7月改訂)

参考 8

経済産業省が、大量破壊兵器の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト。

このリストに掲載されている企業等に輸出等を行う場合には、それが大量破壊兵器の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要となります。

各国別の掲載企業・組織数
(2009年7月24日版)

国名	掲載数
イスラエル	2
イラン	80
インド	26
北朝鮮	82
シリア	10
台湾	1
中国	17
パキスタン	27
アフガニスタン (パキスタン)	2
合計	247

外国ユーザーリスト(抜粋)

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	イスラエル Israel	Israel Military Industries (IMI)	Israeli Military Industries	化学、ミサイル C,M
2	イスラエル Israel	Nuclear Research Center Negev (NRCN)		核 N
3	イラン Iran	7th of Tir	<ul style="list-style-type: none"> •7th of Tir Industries Complex •Mojtamae Sanate Haftome Tir •Sanaye Haftome Tir •7th of Tir Industries of Isfahan/Esfahan •7th of Tir Complex •Esfahan/Isfahan Haftome Tir Industries 	核 N
4	イラン Iran	Abzar Boresh Kaveh Co.	•BK Co.	核 N
5	イラン Iran	Aerospace Industries Organization (AIO)	<ul style="list-style-type: none"> •Sazemane Sanaye Hava and Faza (SSHF) •Bazargani Hava and Faza 	ミサイル M
6	イラン Iran	AMA Industrial Co.		核 N
7	イラン Iran	Amirkabir University of Technology		ミサイル、核 M,N
8	イラン Iran	Ammunition and Metallurgy Industries Group (AMIG)	<ul style="list-style-type: none"> •Ammunition Industries Group •Ammunition and Metallurgy Industry Group •Sanaye Mohematsazi •Ammunition Group •Ammunition and Metallurgy Industries 	核 N
9	イラン Iran	Armament Industries Group	•AIG-Armament Industries Group	ミサイル、核 M,N

**注)外国ユーザーリストは毎年改訂されますので、最新版
を入手するようにしてください。**

許可申請・各種問い合わせ窓口(経済産業省関係)

○ お問い合わせ等は、以下の内容に応じて御連絡願います。

1. 輸出管理についての一般的なお問い合わせは、

安全保障貿易 案内窓口 TEL:03-3501-3679

2. 申請手続き、該非判定の相談、キャッチオール事前相談、通常兵器補完的輸出規制、についてのお問い合わせは、

安全保障貿易審査課 TEL:03-3501-2801

注意

- リスト規制に関しては、該当する規制リスト項目、輸出貨物(技術)の技術的仕様を、
- キャッチオール規制に関しては、仕向地、HS分類コード(関税定率表の分類番号)、用途チェックリスト、顧客チェックリスト等を、それぞれ、お手元に御用意の上、御連絡ください。

3. 輸出管理社内規程(CP)についての御相談／不正輸出の御連絡は、

安全保障貿易検査官室 TEL:03-3501-2841

4. 法令の解釈のお問い合わせ／ホームページへの御意見は、

安全保障貿易管理課 TEL:03-3501-2800